

令和2年3月17日

総合政策局安心生活政策課

交通バリアフリー基準及びガイドライン等の見直しを検討

～令和元年度第3回「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会」の開催（書面開催）～

国土交通省は、3月19日（木）に第3回基準等検討会を開催し、視覚障害者のための案内設備に関するバリアフリー整備ガイドラインの改訂案等についての検討を行います。

交通バリアフリー基準及びバリアフリー整備ガイドラインについては、平成28年度及び29年度に開催した検討委員会において見直しが検討され、その検討結果をもとに平成30年3月に改訂しましたが、今後も引き続き検討すべき課題も整理されたところです。

令和元年10月3日に開催された第2回検討会では、今後も引き続き検討すべきと整理された3つの課題のうち、①「鉄道における車椅子使用者が単独で乗降が可能なプラットホームと車両の段差・隙間」、②「ウェブアクセシビリティへの配慮」に関する見直しの検討を行い、同月23日には、同検討結果及びパブリックコメントを踏まえ、バリアフリー整備ガイドラインを改訂しました。

今回、③「視覚障害者のための案内設備に関するバリアフリー整備ガイドラインの改訂等について検討を行うため、第3回検討会を下記のとおり書面開催いたします。

記

1. 日 時：令和2年3月19日（木）
2. 議 題：視覚障害者のための案内設備について
ユニバーサルデザインタクシーのスロープ耐荷重について 等
3. 委 員：別紙のとおり

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議形式ではなく、書面開催といたします。

※会議資料等につきましては、後日、国土交通省のホームページ（下記）にて公開します。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000188.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 藤井、渡辺
TEL：03-5253-8111（内線 25-513、25-514）
03-5253-8306（直通）
FAX：03-5253-1552